

柏市小規模保育事業 A 型運営事業者募集要領

令和 8 年 4 月

柏市では，保育環境の整備及び待機児童の解消を図るため，次の条件により，小規模保育事業 A 型を設置及び運営する事業者を募集します。
なお，この募集は申込みの誘引に該当します。

1 募集の概要

(1) 募集対象地域

市街化区域内（工業専用地域及び工業地域を除く。）

(2) 運営開始日

令和 9 年 4 月 1 日

令和 8 年度（単年度）での整備となり，複数年度にまたがる整備はできません。また，令和 9 年 3 月 31 日までに，認可及び整備費補助に係る検査のほか，建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号），消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等に基づく全ての完了検査を受ける必要があります。

(3) 募集対象事業

柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成 26 年柏市条例第 29 号。以下「基準条例」という。）第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型

(4) 募集数

3 園程度

※応募状況又は政策的判断により見直すことがあります。

(5) 定員

0 歳児から 2 歳児まで，6 名以上 19 名以下としてください。

ただし，進級時の児童の受け入れを確保できる定員構成にしてください。

※0 歳児の保育は実施しないことも可としますが，対象とする場合は生後 57 日から実施してください。

(6) 設置場所の階数

1 階又は 2 階（同等とみなせる場合を含む。）とします。

2 応募要件

応募事業者は、以下の要件を全て満たしていることとします。

なお、選定中又は選定後、当該要件を満たしていないことが判明した場合、市長は、失格とすることができます。

また、1次審査結果通知後又は選定後に辞退した場合は、理由の如何を問わず、令和8年度整備及び令和9年度整備における市内での認可施設の整備対象外とします。

このほか、選定の判断に重大な影響を及ぼす事実の隠蔽や虚偽の申請等を行っていたことが判明した場合、原則として今後の市内での認可施設の整備対象外とします。

(1) 次のアイウのいずれかの要件を満たすこと。

ア 令和8年4月1日現在、認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業（認可を受けたものに限る）を1年以上運営していることとします。

イ 令和8年4月1日現在、認可外保育施設（ベビーシッターを除く）を3年以上運営しており、かつ、当該認可外保育施設が、直近の立入調査において「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている旨の証明書の交付を受けていることとします。

ウ 上記ア及びイの要件と同等以上の実績を有すること。

(2) 児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した保育園運営ができる者であることとします。

(3) 柏市の保育行政を良く理解し、積極的に協力する者であることとします。

(4) 実務を担当する幹部職員が保育事業に関する知識経験を有する者であることとします。

(5) 事業遂行できる十分な資力、信用、技術的能力等を有し、安定的な経営ができる者であることとします。

(6) 「家庭的保育事業の認可等について（平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生省雇用均等・児童家庭局長通知）」及びそれらの関係通知において、認可できる見込みがある者であることとします。

(7) この要領に定めるもののほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支

援法（平成24年法律第65号）及び基準条例等の関係法令並びに国の通知通達を遵守するとともに、本市の指導を遵守できる者であることとします。

(8) 直近3期の財務において、赤字計上や債務超過等、経営状況に懸念される点がないこととします。

(9) 応募事業者が既に運営している児童福祉施設等について、直近過去3か年の指導監査において、児童福祉法第46条第3項に規定する改善の勧告又は命令若しくはこれらと同等の行政処分を受けていないこととします。

(10) 基準条例第7条に規定する事項について、連携協力する施設（以下「連携施設」という。）を設定し、連携内容について確約書を提出できることとします（連携施設は柏市内に立地する施設に限る。また、認可外保育施設は不可）。

3 小規模保育事業の運営について

(1) 開園時間

土曜日も含め、11時間以上を基本とします。

(2) 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 給食

土曜日も含め、保育園内で調理し、給食を提供してください。

ただし、基準条例第17条の規定による場合は、この限りではありません。

(4) 保育内容

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号全部改正）に基づく保育の充実に努めてください。

(5) 会計資料の作成・提出について

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第50条により準用された同令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けることとします。

イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、アに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流

動負債のみを記載)並びに借入金明細書,基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成することとします。

ウ 会計年度は4月から翌年3月までとし,毎会計年度終了後3か月以内に,次に掲げる書類に,家庭的保育事業等を経営する区分に係る現況報告書を添付して,市長に対して提出することとします。

- ・ 毎会計年度末における貸借対照表
- ・ 毎会計年度の収支計算書又は損益計算書
- ・ アに定める家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度の貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載),借入金明細書,基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

(6) その他

小規模保育事業A型の運営に当たっては,柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例(平成26年柏市条例第30号)の内容を遵守してください。

4 建物について

(1) 設置・運営する建物(以下「建物」という。)は,応募事業者で用意してください。建物を応募事業者が所有しているか貸与(見込みを含む。)を受けていなければ認可されません。

なお,国又は地方公共団体以外の者から建物の貸与を受ける場合は,次の要件が必要です。

ア 賃借料が,地域の水準に照らして適正な額以下であることが必要です。

イ 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていることが必要です。

(2) 建物には,原則として抵当権等の制限物権が付いていないこととします。

(3) 貸与を受ける建物については,賃貸借契約等により賃借権を設定し,賃貸借契約期間は10年以上とします。

(4) 建物について,建築確認済証及び検査済証の交付が確認できることを要件とします。

ただし,検査済証の交付が確認できない場合であっても,建築基準法第12条第5項の規定による報告をした場合又は「既存建築物

の現況調査ガイドライン（令和6年12月国土交通省）」による建築基準法適合状況報告書を作成した場合は，その法適合状況に基づく協議等により認める場合があります。

- (5) 建物について，耐震診断報告書において耐震性を有すると認められること又は耐震補強工事実施済であることが必要です（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき設計及び建築された建物を除く。）。
- (6) 建築基準法，消防法，基準条例等を遵守し，特に換気，採光，避難用設備等の基準については十分確認してください。

また，設置場所については，児童の保育にふさわしい周辺環境に配慮するとともに，「児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年12月25日雇児発第1225008号）の「保育室等を2階以上に設置する場合の要件」について十分留意してください。

- (7) 小規模保育事業の設置について，周辺地域の方々への騒音等の環境面に配慮してください。

また，周辺地域の方々への事前説明や調整，紛争解決について，応募事業者の責任において誠意を持って対応してください。

- (8) 近隣周辺に既存の認可保育園等がない場所を整備予定地としてください（地域の待機児童数や既存認可保育園等の環境によって需要が変化するため，特定の距離は定めていません。）。

5 設備

設備基準は，基準条例その他の関係法令及び通知等のほか，別添1「柏市小規模保育事業A型認可基準等について（補足）」に定めるものを要件とします。

6 職員

- (1) 職員は，基準条例及び公定価格の配置基準に基づき配置してください。

職員の配置に当たっては，「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和7年8月27日こ成保499・7文科初第1230号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）」の内容に十分留意してください。

- (2) 管理者及び調理員については必ず配置してください。

なお，調理員については，調理業務の全部を委託又は搬入施設か

ら搬入する場合は不要です。

7 資金について

- (1) 施設整備費に要する経費のほか、開設後の運転資金（年間事業費の3/12以上）も事前に準備してください。

また、不動産の貸与を受けて整備する場合は、1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合は当該1年間の賃借料相当額）の合計額を、安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金等）により保有していることが必要です。

- (2) 地域型保育給付費は、主に入所児童数とその年齢構成によって決定されますので、入所児童が定員に満たない可能性も考慮して資金を準備してください。

8 応募手続

- (1) 応募書類の配布，応募事前相談

ア 期間

令和8年4月27日（月）～5月29日（金）正午

※土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ 場所

柏市こども部保育運営課（柏市役所別館3階）

※応募書類は柏市ホームページからダウンロードできます。郵送，ファックスによる配布は行いません。

ウ 応募事前相談について

応募書類提出の前に，必ず事前相談を受けてください。保育運営課窓口で担当者が対応しますので，事前に予約してください。

事前相談を受けていない場合，応募受付をお断りすることがあります。

相談時に必要な書類は以下のとおりです。

(ア) 事業計画書（様式第2号）

(イ) 施設の平面図（居室等の区分，面積，定員等を記載してください）

(ウ) 施設建設予定地の位置図，現況写真及び公図（複写可）

- (2) 応募受付

ア 期間

令和 8 年 5 月 1 8 日（月）～ 6 月 5 日（金）正午

※土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ 提出方法

電話予約の上，応募者又はその代理人が柏市こども部保育運営課に直接持参してください。

なお，代理人の場合は併せて委任状を持参してください。

電話：0 4（7 1 2 8）5 5 1 7（直通）

住所：柏市柏 5 - 1 0 - 1 柏市役所別館 3 階

(3) 提出書類

様式第 1 号～第 3 号，第 5 号及び添付書類（様式第 1 号（別紙）に記載されている「柏市小規模保育事業 A 型運営事業者応募申請書提出書類一覧」の全て）について，正本 1 部，副本 7 部（複写可）を個別にファイル等により編冊の上，インデックス等を付けて提出してください。

なお，同一業者による複数応募は不可とします。

※園庭を設ける場合には，位置や面積のわかる配置図も提出してください。

(4) 質疑

ア 期間

令和 8 年 4 月 2 7 日（月）～ 5 月 2 9 日（金）正午

イ 方法

応募事前相談をする前の質問については，メールに所定の質問用紙（様式第 4 号）を添付し，柏市こども部保育運営課へお送りください。随時メールで回答します。なお，審査可否に係る質問には回答できません。

電話や窓口での質問はできませんので，御注意ください。

[メールアドレス：hoikuunei@city.kashiwa.chiba.jp]

(5) その他

ア 応募書類の提出をもって，この募集要領の記載内容及び条件を承諾したものとみなします。

イ 応募に関し必要な費用は，応募事業者の負担とします。

ウ 応募提案については，選定終了後必要に応じ，その内容を公開

する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

エ 原則として、提出された資料の内容の変更は認めません。

ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の説明等を求める場合があります。

オ 提出書類等は返却しません。

カ 必要に応じ、関係機関（官公庁，金融機関等）への問い合わせを行うことがあります。

キ 柏市は、応募提案に係る図書の開示（閲覧又は写しの交付をいう。）を当該開示に係る許諾権者の許諾なしに行うことがあります。

ク 建物が小規模保育事業としての設備や運営の基準を満たすかどうかは、応募事業者又は保育園運営事業者が御確認ください。

9 選定

(1) 選定方法

柏市小規模保育事業A型選定委員会等により、次のとおり小規模保育認可基準の適合可能性，保育内容，資金の状況，その他を総合的に評価します。

1次審査 (書類審査)	資格要件の不備，資金面等で下位又は改善不能な重大な問題がある応募事業者は，2次審査に進めないことがあります。 ※問題の程度に応じて減点があります。
2次審査	①プレゼンテーション（15分程度） ②ヒアリング（30分程度） ※運営実績がある場合は，運営する保育施設を事前に視察させていただく場合がありますので御承知おきください。 ※1次審査の減点と2次審査の点数（選定委員1人200点満点）を合計した上で，点数の高い応募者から整備事業候補者として選定します。ただし，合計点が選定委員数×100点以下の場合は，選定対象外となります。
区分	審査項目

1次審査 (書類審査)	資格要件審査
	立地審査
	財務審査
2次審査 (選定委員会)	法人の運営
	施設設置の目的・動機
	職員配置等
	職員の研修
	設置場所の環境
	連携施設の設定状況
	施設の運営実績
	保育理念・運営方針・保育内容
	健康・衛生・給食・調理
	保護者への対応
	関係機関や地域との連携等
	事故防止，安全対策，虐待防止
	その他特記事項

(2) 結果

ア 書類審査の結果については，2次審査前に郵送にて応募者全員に通知します。その際，1次審査合格者には2次審査の詳細を御連絡します。

イ 2次審査の結果については，2次審査の受審者全員に郵送にて通知します。

ウ 2次審査の結果，整備・運営事業者として選定された者であっても，提出書類に記載された事項に虚偽又は重大な違反行為があると認めるときは，本選定による決定を取り消すことがあります。その場合，選定された者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。

エ 本募集は，今年度に小規模保育事業A型を整備する事業者を選定するものであり，本選定により認可を決定するものではありませんので御注意ください。

オ 審査の公平性を期するため，応募書類及び計画内容の優劣又は審査内容に係る問い合わせは，審査の事前・事後とも受け付けま

せん。

カ 選考の結果、「該当者なし」とする場合があります。

1 0 公募スケジュール

(1) 応募書類配布・応募事前相談・質疑応答

令和8年4月27日（月）～5月29日（金）正午

(2) 応募受付

令和8年5月18日（月）～6月5日（金）正午

(3) 1次審査結果通知

令和8年7月中旬〔予定〕

(4) 2次審査（プレゼンテーション，ヒアリング）

令和8年8月上旬〔予定〕

(5) 2次審査結果通知

令和8年8月中旬〔予定〕

1 1 その他

(1) 本募集要領の記載内容については、制度改正又は国通知等に伴い、変更する場合があります。

(2) 本募集要領に定めのない事項又は疑義が生じた際は、柏市と協議し、別途定めることとします。